

# 茨城県南部(取手市・つくばみらい市・利根町)地域産業活性化基本計画

## 1 産業集積の形成または産業集積の活性化に関する目標

### (1) 地域の特徴と目指す産業集積の概要について

#### (地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラ整備状況等地域の特徴について)

##### 地理的・社会的条件

本地域は、茨城県南部に位置し、首都から40km圏内にある。

利根川、鬼怒川、小貝川の豊かな水系に抱かれたほとんどが平坦な地形であり、北はつくば市、東は龍ヶ崎市・河内町、西は常総市・守谷市、さらに利根川を挟んで南に千葉県柏市・我孫子市・印西市・栄町と接している。

本地域の面積は、17,400haで県全体(609,569ha)の約2.9%にあたり、また、そのうち可住地が約95%を占めている。

広域的には、首都東京、筑波研究学園都市として発展しているつくば市、国際空港都市である成田市、及び平成21年度に開港予定の百里飛行場(茨城空港)のほぼ中央に位置しており、首都圏発展の一翼を担う地域として位置づけられている。

さらに本地域は、東京と直結するつくばエクスプレス(TX)・JR常磐線・常磐自動車道及び首都圏中央連絡自動車道・主要国道の整備とともに発展しており、一層の飛躍が期待される地域である。

#### 【広域図】



#### 地域産業の沿革

本地域は、利根川、鬼怒川、小貝川の豊かな水に恵まれ、稲作を中心とした農業が栄え、関東有数の米どころであったが、消費者の食生活の変化や輸入農産物の増加により農業産出額は減少してきている。

工業については、高度経済成長期以降、首都圏近郊という利便性を活かした宅地開発や道路網などの整備により、流入人口の増加とともに、金属製品製造業、一般機械製造業、

食料品製造業が移転・進出してきた。また、これらの進出してきた企業と連携を取るよう  
に地域内からも関連業種の新規創業が行われてきた。さらに、進出してきた企業は全国展  
開をしている企業が多く、製品の流通を担う物流関連産業も発展してきた。しかしながら、  
企業進出を首都圏近郊という地理的特性に任せ、一部つくばみらい市にあるものの、積極  
的な工業団地の開発を行ってこなかったことや、近年の企業活動のグローバル化の進展に  
より、新たな企業進出は停滞している。

商業については、古くは江戸時代の利根川水運による物資の交流拠点として賑わいを見  
せていたが、店舗規模の大型化やモータリゼーションの進展による商業施設の郊外進出に  
より、既存の小規模小売店は店舗数、売上高ともに減少している。

#### 地域の概況

	総面積 (km <sup>2</sup> )	可住地 面積 (km <sup>2</sup> )	可住地 面積比率 (%)	総人口 (人)	農 業 産出額 (億円)	製 造 品 出荷額等 (億円)	商業年間 商品販売額 (億円)
全 国	3,288,694	121,393	32.6	127,767,994	86,321	3,358,542	5,452,505
茨城県	6,096	3,998	65.6	2,975,167	3,988	126,676	6,680,401
地域計	174.00	164.70	94.7	169,525	86	5,477	850,648
取手市	69.96	67.38	96.3	111,327	30	3,234	733,063
つくば みらい市	79.14	73.00	92.2	40,174	43	2,181	111,380
利根町	24.90	24.32	97.7	18,024	13	62	6,205

資料:国土地理院「全国都道府県市町村別面積調(平成19年)」, 国勢調査(平成17年), 2006農林業  
センサス, 工業統計調査(平成18年), 商業統計調査(平成19年)

#### 産業別就業者人口比率

市 町 名	就業者 人 口 (人)	産業別就業者人口					
		第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		人口(人)	%	人口(人)	%	人口(人)	%
地 域 計	83,294	2,734	3.3	22,411	26.9	56,704	68.1
取 手 市	54,068	1,089	2.0	13,446	24.9	38,440	71.1
つくばみらい市	20,416	1,231	6.0	6,774	33.2	12,182	59.7
利 根 町	8,810	414	4.7	2,191	24.9	6,082	69.0

資料:国勢調査(平成17年)

#### 既存の産業集積の状況

本地域の製造業は、小規模な企業が多く、業種も多岐にわたっているが、大規模な活動  
を展開している企業も数社存在し、その企業を中心としたネットワークが形成されている  
ものもある。

本地域における平成19年の製造業の事業所数は207ヶ所、従業員数は13,360人で、製造品  
出荷額は5,477億円となっている。

業種ごとの製造品出荷額等では、一般機械製造業で地域内の製造品出荷額の過半数を占め、その他、金属製品、食料品、プラスチック関連と合わせると全体の4分の3に達する。

また、本地域における企業立地の状況については、つくばみらい市に工業専用地域があり、102社が立地しているほか、取手市、利根町では、都市計画法の準工業地域や工業地域として用途指定された区域への立地や市街化調整区域への立地もみられる。

工業の主要指標(4人以上の事業所について)

	事業所(数)		従業者数(人)		製造品出荷額等(億円)		粗付加価値額(億円)	
	平成18年	平成19年	平成18年	平成19年	平成18年	平成19年	平成18年	平成19年
全国計	136,917	140,795	7,494,312	7,782,701	3,064,740	3,271,072	1,032,929	1,040,363
茨城県	6,566	6,621	274,077	289,216	114,918	126,676	38,996	40,451
地域計	201	207	10,870	13,360	5,432	5,477	346	41
取手市	84	87	6,939	8,338	3,263	3,234	224	603
つくばみらい市	99	99	3,424	4,511	2,115	2,181	542	534
利根町	18	21	507	511	54	62	28	28

資料:工業統計調査(平成19年は速報値)

産業中分類別にみた主要業種の概況(平成18年,4人以上の事業所)

	事業所数		従業者数		製造品出荷額等		粗付加価値額	
	所	構成比	人	構成比	億円	構成比	億円	構成比
全業種計	201	100%	10,870	100%	5,432	100%	346	100%
食料品	16	7.96	1,093	10.06	303	5.57	89	25.70
飲料・たばこ	2	1.00	158	1.45	0	0.00	0	0.00
繊維工業	1	0.49	7	0.06	0	0.00	0	0.00
衣服	7	3.48	120	1.10	3	0.07	2	0.66
木材・木製品	4	1.99	59	0.54	7	0.12	3	0.99
家具・装備品	8	3.98	299	2.75	69	1.27	33	9.58
紙製品	6	2.99	314	2.89	11	0.21	5	1.41
印刷	4	1.99	27	0.25	0	0.00	0	0.00
化学工業	5	2.49	157	1.44	35	0.64	12	3.39
石油・石炭	1	0.49	5	0.05	0	0.00	0	0.00
プラスチック	24	11.94	875	8.05	162	2.98	65	18.73
ゴム製品	14	6.97	309	2.84	39	0.71	19	5.58
なめし革・同製品	3	1.49	18	0.17	0	0.00	0	0.00
窯業・土石	7	3.48	98	0.90	9	0.17	4	1.04
鉄鋼業	4	1.99	55	0.51	4	0.08	1	0.39
非鉄金属	4	1.99	145	1.33	0	0.00	0	0.00

金属製品	31	15.42	1,142	10.51	464	8.55	212	61.15
一般機械	38	18.91	5,624	51.74	3,167	58.31	456	131.71
電気機械	6	2.99	64	0.59	2	0.03	1	0.30
情報通信機械	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
電子部品・デバイス	4	1.99	130	1.20	3	0.06	2	0.62
輸送機械	3	1.49	32	0.29	0	0.00	0	0.00
精密機械	5	2.49	47	0.43	6	0.10	4	1.08
その他の製造	4	1.99	92	0.85	0	0.00	0	0.00
秘 匿 欄		0.00		0.00	1,148	21.13	350	101.09

資料:工業統計調査(平成18年)

## 交通基盤等



### 【道路】

道路網は、本地域西端を縦走する常磐自動車道を基軸に、国道6号・6号バイパス・国道294号をはじめとする国道・県道等が接続して、広域及び域内の交通ネットワークを構築するとともに、産業活動を支えている。

本地域北端から数キロ先を東西に走る、首都圏中央連絡自動車道は現在整備が進んでおり、常磐自動車道、東北自動車道を連結させ、成田国際空港、鹿島港にもつながることで、首都圏の交流・連携の強化が図られ、本地域からみても大きな効果が期待される。しかしながら、首都圏中央連絡自動車道への接続道路の整備が進捗することにより、地域間の競争が連携関係の広がりとともに激化することも予想される。

今後は、首都東京・成田・つくば・百里飛行場（茨城空港）のほぼ中央に位置していることから交通の要となるよう、また、首都圏と東北地方との中継点としての機能充実を目指し、地域が一体となって、このような大きな環境変化を戦略的に生かしていく必要がある。

### 広域道路網

凡 例
 高速道路
 主要道路



### 【港湾・空港】

本地域は、我が国の玄関口である成田国際空港，重要港湾である鹿島港から近い位置にあるほか，高速交通網の充実に伴って国際港湾である茨城港（常陸那珂港区等）の県内港湾や，平成21年度中に開港予定の百里飛行場（茨城空港）も一層利用しやすくなるなど，海路，空路の利用に恵まれた地域となりつつある。

### 【鉄道】

鉄道網は，上野～仙台間をつなぐJR常磐線が本地域中央部を縦走し，本県の都市形成の基軸を担っており，本地域には，取手・藤代の2駅が所在している。また，本地域西端にはつくばエクスプレス（TX）が平成17年度に開通し，秋葉原駅とつくば駅を約45分で直結させ，首都との近接性が高まるとともに，沿線の市街地形成に大きく寄与しつつあり，本地域には，みらい平駅が所在している。

このほか，本地域南西部を，関東鉄道常総線（取手駅～下館駅）が縦走しJR常磐線とTXを接続させているほか，地域南部をJR成田線（我孫子～成田）が縦走し，地域内の鉄道ネットワークを支えている。

#### 広域鉄道網



### 【情報通信基盤】

現在，企業活動においては，いわゆるブロードバンドインターネット接続環境が必須となりつつある。各地域でブロードバンド利用環境がひろがっており，情報通信基盤の利用環境における格差は急速に解消されつつある。本地域においても，ほとんどの市町にNTT東日本やKDDIが提供するブロードバンドネットワーク接続エリアが広がっている。

また，茨城県では，県民・企業誰もが便利で廉価に利用できる情報通信環境を確保するため，独自の情報インフラとして「いばらきブロードバンドネットワーク」が構築されている。



## 工業用地の整備状況

茨城県の南部に位置する本地域は、首都圏の玄関口として、古くから首都機能を補完するように、企業の進出が図られてきている。したがって、各地方に昭和40～50年代に盛んに造成されたような工業団地は存在しない。

本地域内にある工業専用地域は、つくばみらい市北東部に位置する福岡地区工業専用地域の一カ所のみであり、昭和45年に設定され、その大部分は企業が立地している状況である。

工業専用地域の指定や工業団地の造成はされていないが、優良企業が立地するなどし、大消費地東京に向けた企業の進出を見ることができる。

### 工業専用地域等の状況

市町名	名 称	面 積(ha)	立地企業数
取 手 市	白山工業地域	25.6	1
	井野・桑原工業地域	29.0	1
	桐木工業地域	4.4	1
	宮和田工業地域	6.0	1
つくばみらい市	福岡地区工業専用地域	120.0	102
	筒戸工業地域	6.3	1
	絹の台準工業地域	14.3	8
	小絹工業地域	6.3	1
	筒戸東地域	7.4	1
利 根 町	大平地区	5.3	2

## 人材育成機関、産業支援機関および大学・研究機関

本地域には、6校の県立高等学校（県立つくば工科高等学校には電子機械科、情報技術科、建築デザイン科の技術専攻科があります。）があり、私立の中高一貫校も2校存在している。

また取手市には、東京藝術大学があり様々な産業との連携が図られている。

専門学校は取手市内を中心に、成田航空専門学校や関東理工自動車専門学校等が設置されており、人材育成を担う機能が集積している。

さらに取手市は、JR常磐線で上野まで40分、つくばみらい市はみらい平駅から秋葉原まで40分と近距離にあり、この沿線上に存在する東京藝術大学など、そして隣接のつくば市には筑波大学があり、これらの学術機関と技術力や開発意欲にあふれた中小企業等と連携し、技術革新を創出する高い成長が期待できる。

このような取り組みを支援するため、当域に隣接するつくば市には、「産業技術総合研究所」の産学官連携推進本部等があり、様々な技術支援や国の援助等の仲立ちを積極的に進めるなど、産学官の連携を強化している。

### (目指す産業集積の概要について)

本地域は、利根川や鬼怒川の舟運を利用して古くから物流ネットワークが発達していたところである。現在、鉄道や高規格道路も整備され、首都圏の通勤圏として、そして地場産業を活用した食料・生産、物流拠点となり、また、技術水準の高い精密機械、一般機械、農業機械、住宅関連産業、金属製品産業の集積がみられる。

今後とも、首都圏に近接しているという立地条件を背景に、地域間・業種間の連携化を進めていく。

#### 目指す産業集積の姿

暮らしや食品の安全・安心を重視した付加価値型「生活関連産業」の集積

本地域は、関東平野の中央にあり、利根・鬼怒・小貝川の大河川に囲まれた水と緑にあふれた自然環境豊かな地域である。大消費地首都圏内に近接していることから、製粉加工製造業や、ビール類の酒類製造業などの食品関連産業が集積している。また質の高い住宅資材や生活関連資材(プラスチック成型、ゴム加工製品、木材関連の加工品)の生産供給地でもある。

暮らしや食品の安全・安心への関心が益々高まる中、今後も環境に配慮して、より付加価値の高い高品質な製品を供給する産業の集積をめざす。

高度化するものづくり産業の集積(各種機械産業)

本地域には、日本を代表する光学精密機械産業や農業機械産業が立地し、さらに機械金属、素材加工等多様な業種の産業が集積されている。近年中小企業等により独自の技術により独創的な製品開発への取り組みが進んでいる。

今後も、地域資源等をいかし、産学官連携を強化して、高技術により高品質なものづくり産業の集積を図っていく。

安全で効率的な物流関連産業の集積

本地域には、常磐自動車道の谷和原インターチェンジがあり、地域中央には国道6号が通過し、首都東京さらには成田そして鹿島港などにも至近距離にある。またJR常磐線、つくばエクスプレスの交通機関も加え、首都東京と直結する位置にあり、多くの物流施設が集積している。

今後も刻一刻と変化する生活・産業ニーズに多様に対応できる円滑な物流システムを担う物流関連産業の活性化を図っていく。

## (2)具体的な成果目標

	現 状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積業種 全体の粗付加価値額	3 4 6 億円	3 6 4 億円	5 . 2 %

### (3) 目標達成に向けたスケジュール

取組事項 [取組を行う者]	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度
<b>(産業用共用施設の整備に関する事項)</b>					
オーダーメイド方式による工業用地の情報提供 [県・市町]					→
空き用地・施設の情報提供・斡旋 [県・市町・協議会]					→
高度情報通信基盤の整備 [NTT東日本・市町]					→
インフラ整備(つくばエクスプレス関連道路 等) [県・市町]					→
<b>(人材の育成・確保に関する事項)</b>					
各種教育機関との連携強化 [協議会・教育機関]					→
技能養成の促進, 茨城県ものづくりマイスタ ーの活用等 [県・企業]					→
企業の人材確保や求職者とのマッチング支援 [国・県・市町・教育機関]					→
企業との連携による広報活動の充実 [市町・企業]					→
<b>(技術支援等に関する事項)</b>					
産学官連携による研究開発支援 [関係機関・企業]					→
立地企業と地元企業との連携促進 [県・市町・商工団体等]					→
<b>(その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項)</b>					
地域が一体となった企業誘致体制の整備 [県・市町・協議会]					→
企業誘致ワンストップサービスとフォローア ップ体制の整備 [市町]					→
地場産業を生かした農工連携の推進 [企業・農業関係団体・市町等]					→
企業と地域が一体となった安心安全なまちづ くり [企業・市町]					→
茨城県総合物流計画の推進 [県・市町・関係 機関]					→



## 2 集積区域として設定する区域

### (区域)

取手市，つくばみらい市，利根町を集積区域とする。

なお、この区域に含まれる自然公園法(昭和32年法律第161号)に規定する自然公園地域，自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に規定する自然環境保全地域及び緑地環境保全地域，鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成17年法律第88号)に規定する鳥獣保護区，絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に規定する生息地等保護区，環境省指定の特定植物群落等の環境保全上重要な地域については原則として除くものとする。

ただし，取手市の「守谷取手」鳥獣保護区内の工業地域については，企業立地に際して，鳥獣の保護に十分に配慮することを前提に，集積区域に含める。

設定する集積区域を，平成21年1月1日現在における行政区画その他の区域又は道路，鉄道等により示す。

集積区域図



自然公園・鳥獣保護区域等であって，集積区域に指定しようとする区域

市町村名	集積区域とする区域	集積区域とする理由等	備考
取手市	白山7丁目甲 65-1 白山7丁目甲 82 新町5丁目乙350	昭和30年代に現在の企業が進出しており，市の国土利用計画及び取手都市計画に工業地域として位置づけられている。	鳥獣保護区

### (集積区域の可住地面積)

総面積 : 17,400 ha  
可住地面積 : 16,470 ha(総面積の94.7%)

### (各市町が集積区域に指定されている理由)

本地域は、茨城県の南端、利根川に隣接し、歴史的・行政的にも結びつきが深い地域である。また「首都圏の近郊整備地帯」として、鉄道や道路のアクセスにも恵まれ、地域間の人的・物的交流も活発に行われている。

豊富な水と美田を抱えたこの地域は、近郊整備地帯の一角として、農商工バランスのとれた開発がなされてきた。昭和40年代からは首都圏のベッドタウンとして人口増が図られた。現在でも、つくばエクスプレスの開通も影響し、県内でも数少ない人口増の地域である。こうしたことから、本地域を一体として今後も地域の特性・優位性を生かしながら、産業集積をはかり、活性化を目指していくものである。

## 3 集積区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

### (区域)

次の地域(総面積255.5ha)の指定を基本とし、特に重点的に企業立地を図るべき区域とし、必要に応じて随時、計画の変更により対応する。

- (1)工場等を集積させる区域として指定された工業専用地域
- (2)工業専用区域以外でも、新規立地または既存工場等の規模拡大が見込まれる地域  
具体的な区域については、次のとおりである。

取	白山工業地域 25.6 ha 鳥獣保護区にある工業地域である。都市計画法の用途区域は工業地域。市の南部に位置し、国道294号と常総ふれあい道路(市道)が通り、常磐線取手駅から約1km、常磐自動車道谷和原インターチェンジから約10kmという立地条件にあり、映像事務機製造業社が進出している。
	井野・桑原工業地域 29.0 ha 都市計画法の用途区域は工業地域。市のやや南部に位置し、国道6号に接し、常磐線取手駅から約2km、常磐自動車道谷和原インターチェンジから約13kmという立地条件にあり、酒類製造業社が進出している。
	桐木工業地域 4.4 ha 都市計画法の用途区域は工業地域。市の北東部に位置し、小貝川沿いの住宅地の一角にあるが、国道6号バイパスに近く、首都圏へのアクセスが容易。ケーブル・通信機器製造業社が進出している。
手	宮和田工業地域 6.0 ha 都市計画法の用途区域は工業地域。市の北東部に位置し、常磐線藤代駅に隣接した立地条件にあり、家具製造業社と架線用機械工具製造業社の2社が進出している。
	清水地区 5.0 ha 市のほぼ中央部に位置し、常磐線藤代駅から約2kmで国道6号沿いという立地条件にあり、食品製造業社が進出している。
	毛有地区 4.1 ha 市のほぼ中央部に位置し、常磐線藤代駅から約3kmという立地条件にあり、鉄骨・鉄製品製造業社が進出している。
	下高井向原地区 0.9 ha 市の西部に位置し、都市再生機構施行の土地区画整理事業区域に近接し、同区画整理事業に関連し、国道294号に通じる都市計画道路が整備中で、交通アクセスの向上が見込まれる。金物類製造業社が進出している。
市	

	<p>下高井常案地区 9.3 ha 市の西部に位置し、都市再生機構施行の土地区画整理事業区域に近く、同区画整理事業に関連し、国道294号に通じる都市計画道路が整備中で、交通アクセスの向上が見込まれる。建設用金属製品製造業社が進出している。</p>
	<p>下高井田子山・地尻地区 11.6 ha 市の西部に位置し、都市再生機構施行の土地区画整理事業区域内で、平成23年春に開業が予定されている関東鉄道の新駅から約1kmの立地条件にある。また同区画整理事業に関連し、国道294号に通じる都市計画道路が整備中で、交通アクセスが良好な地区となる。</p>
つくばみらい市	<p>福岡地区工業専用地域 120.0 ha 市の北部にあり、つくば市と隣接した地域である。つくばエクスプレスの駅にも近い。主なものとして農業用機械器具製造業社（農業用器具を除く）及び鉄骨系プレハブ住宅製造業社が進出している。</p>
	<p>筒戸工業地域 6.3 ha 国道294号、常磐自動車道谷和原インターチェンジ、中心市街地にも近く東京圏への交通の便に優れている。プラスチックフィルム製造業社が進出している。</p>
	<p>絹の台準工業地域 14.3 ha 都市再生機構（旧住宅・都市整備公団）の区画整理事業により開発されたもので、市の玄関口である常磐自動車道谷和原インターチェンジに隣接し交通アクセスは非常に良い環境下にある。主なものとして空圧機器、自動制御機器製品の研究所及び電気照明器具製造業社が進出している。</p>
	<p>小絹工業地域 6.3 ha 常総ふれあい道路（市道）に隣接するとともに国道294号、中心市街地にも近く東京圏への交通の便に優れている。ベビー用品全般の研究所が進出している。</p>
	<p>筒戸東地区 7.4 ha 国道294号、常磐自動車道谷和原インターチェンジに近接し、関東鉄道(株)常総線小絹駅にも近く東京圏への交通の便に優れている。窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等製造業社が進出している。</p>
利根町	<p>大平地区 5.3 ha 町の北部に位置し、龍ヶ崎市に接する地区である。主要地方道千葉・竜ヶ崎線に隣接し、成田国際空港までは40分という立地条件にある。</p>



#### 4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

##### (工場立地法の特例措置を実施しようとする区域)

取手市・つくばみらい市及び利根町における重点促進区域(全15箇所)を該当区域とする。

##### 【取手市】面積計 95.9 ha

白山工業地域	25.6 ha
井野・桑原工業地域	29.0 ha
桐木工業地域	4.4 ha
宮和田工業地域	6.0 ha
清水地区	5.0 ha
毛有地区	4.1 ha
下高井向原地区	0.9 ha
下高井常案地区	9.3 ha
下高井田子山・地尻地区	11.6 ha

##### 【つくばみらい市】面積計 154.3 ha

福岡地区工業専用地域	120.0 ha
筒戸工業地域	6.3 ha
絹の台準工業地域	14.3 ha
小絹工業地域	6.3 ha
筒戸東地区	7.4 ha

##### 【利根町】面積計 5.3 ha

大平地区	5.3 ha
------	--------

##### (特例措置を実施することにより期待される効果)

本地域における工業専用地域には既に集積が進んでおり、新たな立地希望に対して十分に対応できない状況にある。また、既存の企業においても新規に生産能力の拡充や設備投資や人員増強などの対応に迫られ有効な土地利用と新規の用地確保に努めているのが現状である。

このようなことから当地域では、跡地利用を含め、現在集積している重点地域を効率よく活用することが求められている。既存企業の新たな取り組みや当地域への定着を一層推進するため、この特例措置を実施する必要がある。

さらに、新規雇用の拡大、地域の活性化に繋がるものと期待される。

工場立地法の特例措置を講ずることにより、新規立地及び工場増設を含む企業立地件数で15件、新規雇用創出数で750人の効果が見込まれる。

なお、当該特例措置の適用に当たっては、地域の実情を十分に考慮し、関係者と協議するものとする。

##### (現在計画がない区域における対応)

現在、具体的な計画がない地域においても、工場立地法の特例措置により土地利用の高度化が可能になったことから、今後の企業ニーズや立地環境の動向を踏まえ、必要に応じて対応していく。

5 集積業種として指定する業種(以下「指定集積業種」という。)

(1) 業種名

(業種名又は産業名)

暮らしや食品の安全・安心を重視した付加価値型「生活関連産業」

高度化するものづくり産業(各種機械産業)

安全で効率的な物流関連産業

(日本標準産業分類上の業種名)

該 当 業 種			
09 食料品製造業			
10 飲料・たばこ・飼料製造業(ただし,105たばこ製造業を除く)			
11 繊維工業			
12 木材・木製品製造業(家具を除く)			
13 家具・装備品製造業			
14 パルプ・紙・紙加工品製造業			
15 印刷・同関連業			
16 化学工業(ただし,161化学肥料製造業,1624塩製造業及び 1655動物用医薬品製造業を除く)			
17 石油製品・石炭製品製造業			
18 プラスチック製品製造業			
19 ゴム製品製造業			
20 なめし革・同製品・毛皮製造業			
21 窯業・土石製品製造業			
22 鉄鋼業			
23 非鉄金属製造業			
24 金属製品製造業			
25 はん用機械器具製造業			
26 生産用機械器具製造業			
27 業務用機械器具製造業(動物用を除く)			
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業			
29 電気機械器具製造業			
30 情報通信機械器具製造業			
31 輸送用機械器具製造業(ただし,312鉄道車両・同部分品 製造業及び313船舶製造・修理業船舶用機関製造業を除く)			
32 その他の製造業			
34 ガス業			
37 通信業			
38 放送業			
39 情報サービス業			
40 インターネット附随サービス業			
41 映像・音声・文字情報制作業			



44	道路貨物運送業			
47	倉庫業			
48	運輸に附帯するサービス業（ただし、4811港湾運送業、 4851鉄道施設提供業、4855棧橋泊きよ業、4856飛行場業及び 4891海運仲立業を除く）			
50	各種商品卸売業			
51	繊維・衣服等卸売業			
52	飲食料品卸売業			
53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業			
54	機械器具卸売業			
55	その他の卸売業			

## (2) (1)の業種を指定した理由

暮らしや食品の安全・安心を重視した付加価値型「生活関連産業」

本地域は、茨城県の玄関口として首都機能を補完してきたことにより、首都圏をはじめとする消費者の生活に密着した様々な製品を提供してきており、多様な企業、人材、技術が蓄積されている。

近年は、製品についても付加価値の高い、そして暮らしや食品の安全・安心を重視した製品が求められている。

また、本地域には古くから、食品関係の企業やビール類の飲料メーカーも集積しており、その技術と信頼性は、首都圏から高い評価を受けている。これらはこの地域の質の良い豊かな水と環境が大きく寄与している。

今後も人々の暮らしを支える各種製品の多様化と高品質を維持しながら、さらに技術革新を目指し、暮らしや食品の安全・安心を重視した付加価値型「生活関連産業」の集積を図っていく。

高度化するものづくり産業(各種機械産業)

ものづくり産業は、生産の振興、新技術の創造、雇用の創出など、あらゆる領域に当地域の産業発展を支え、生活の向上に貢献してきた。

当地域には、精密機械、住宅関連企業や農業機械産業など様々な業種の企業が集積している。しかし、近年熟練技術者の減少や、技術伝承の問題、若年層のものづくり技術の低下や海外への進出による空洞化などが懸念されて特に中小企業に顕著に表れ、深刻な状況にある企業もある。

今後は、これまでの短納期化、自動化、低コスト化といった現場の問題だけにとどまらず、設備の高性能化、安定した品質管理、リサイクル環境の整備等幅広い分野での技術革新が必要となってきた。

ものづくり産業についての指定により、地域資源の効果的な活用や産学官の連携強化により、高い優位性を維持するとともに、新技術の創出を図っていく。

#### 安全で効率的な物流関連産業

本地域は、高規格高速道路網の整備が進む中、首都の物資集配拠点として、倉庫業や輸送に関する企業の集積が期待されている。単にものを運ぶだけでなく、安全性と効率性が求められている。

フットワークあふれた物流ネットワークを構築することが、産業集積の基盤ともなる。

### 1 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

目 標 項 目	目 標 数 値
指定集積業種の企業立地件数又は新規事業件数	20 件
指定集積業種の製品出荷額の増加額	300 億円
指定集積業種の新規雇用創出件数	1,000 人

### 7 工場又は事業場，工場用地又は業務用地，研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。），高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

#### （産業用共用施設の整備等に関する事項）

今後の企業立地のための用地需要に的確に応えるため、新たな工業用地の情報提供や、情報通信基盤等の充実に取り組むとともに、既存用地・施設の有効活用による事業環境整備も進めている。今後とも、多様化する企業立地ニーズに対応し、柔軟かつ迅速な用地整備・確保支援に積極的に取り組むとともに、企業の事業高度化を支援するため、創業、新事業進出等を支援する産業施設の整備充実に取り組んでいく。

#### 【実施項目】

- オーダーメイド方式・リース方式等による工業用地の情報提供 [ 県・市町 ]
- 空き用地・施設の情報提供 [ 県・市町・協議会 ]
- 高度情報通信基盤の整備 [ 県・市町・協議会・通信業者 ]
- ・いばらきブロードバンドネットワークとの接続環境の整備促進
- ・インターネットブロードバンド接続環境の整備促進
- 交通環境の変化等に伴うインフラ整備の推進 [ 県・市町 ]
- ・インターチェンジと工業用地等を結ぶアクセス道路整備等

#### （人材の育成・確保に関する事項）

本地域が目指す産業集積の実現に向け、産業を担う人材の育成に積極的に取り組むとと

もに、企業の人材確保ニーズに的確に対応できるよう、関係機関・地域間の連携強化を図る。

**【実施項目】**

工業高校・公共職業訓練施設による技術者・技能者の育成 [ 県・教育機関・就職支援機関 ]

公共職業訓練施設による在職者の能力向上 [ 職業訓練機関 ]

茨城県ものづくりマイスターを活用した企業内訓練の促進 [ 県，企業 ]

新規採用職員等の効果的社員教育の推進 [ 協議会・企業 ]

就職支援機関，教育機関，市町，産業団体による労働力確保に関する連絡会議の設置 [ 協議会 ]

企業による学校説明会や就職相談会の開催 [ 市町・協議会 ]

インターンシップ制度活用の推進 [ 市町・産業支援機関 ]

**（技術支援等に関する事項）**

本地域では、主要な研究機関等における産学官連携機能を強化するため、つくば研究支援センター等の産業支援機能の活用を図っていく。

**【実施項目】**

大学・国等の研究機関，県工業技術センターによる共同研究・受託研究・技術相談の推進 [ 大学・研究機関・県 ]

産学官連携コーディネータ等による技術シーズと企業ニーズのコーディネート活動 [ 大学・研究機関・産業支援機関 ]

地元既存企業との連携促進 [ 県・市町・商工団体等 ]

**（その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項）**

茨城県は、知事直轄の立地推進室及び産業立地推進東京本部を設置して積極的に企業誘致に取り組んでいる。各市町でも、企業誘致担当課や係，担当職員を設置するなど，立地促進のための体制が整いつつある。

今後は、本地域を一体とする企業誘致体制を整えるとともに、市町による地域に密着した対応体制を充実し、従業者にとって住みよい地域づくりも含め、総合的なバックアップ体制を整えていくこととする。

**【実施項目】**

地域一体的な企業誘致体制の整備 [ 県・市町・協議会 ]

市町における企業立地ワンストップサービスとフォローアップ体制の充実整備 [ 市町 ]

食料供給基地としての特性を活かした農工連携の推進 [ 企業・農業生産者・農業関係団体・大学・研究機関・産業支援機関・県・市町 ]

地域と企業による環境と共生した住みよいまちづくりの展開 [ 市町 ]

・安全・安心なまちづくり，子育て支援等 ・環境と共生したまちづくり

茨城県総合物流計画の推進 [ 県・市町・関係機関 ]

## 8 産業集積の形成等に密接な関係を有する者と市町村及び都道府県との連携に関する事項

本地域では、「茨城県南部(取手市・つくばみらい市・利根町)地域産業活性化協議会」を設置し、基本計画の内容に係る事項のほか、暮らしや食品の安全・安心を重視した付加価値型「生活関連産業」、高度化するものづくり産業の立地及び高度化に資する人材の育成や、貸工場、貸事業場等の整備、その他円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備等について協議等を行い、関係者間で連携を図りながら、産業集積の形成及び産業集積の活性化を推進していくものとする。

また、地元商工会や既存企業とも連携をとりながら地域利活性化に取り組んでいくものとする。

## 9 市町村及び都道府県における企業立地及び事業高度化に関する手続の迅速な処理を図るための体制の整備に関する事項

### 企業立地ワンストップサービス体制の確立

#### 【市町におけるワンストップサービス窓口の確立】

本地域の構成市町は、企業誘致にかかわる担当課又は担当係、担当者を設置したり、庁内の連絡調整がスムーズに行なえるような組織の再編や、企業間交流の支援、産学官連携の連絡事務、工業用地のPR等を中心に関連業務を担っている。

今後は、この体制を活用し、市町における企業立地の「ワンストップサービス窓口」の機能を一層発揮し、企業の情報ニーズに的確に応えるものとする。

#### 【県による分野間・機関間の連絡・調整】

茨城県では、平成18年度に知事をトップとして産業立地推進本部ならびに東京推進本部を設置し、企業の意思決定から操業開始が迅速かつ円滑に進むよう、県及び市町における担当窓口を明確にして、情報提供、許認可等の手続き、人材確保及び地元との調整等さまざまな面で、企業ニーズに応じたきめ細かなサービスをワンストップで提供している。

#### 【本協議会によるワンストップ窓口の提供】

本協議会は、企業への地域情報の提供、相談対応を行う一次的窓口を担い、円滑に地元市町、県に情報をつなぐとともに、市町間の連絡・調整、共通的な課題を効率的に解決するための機能を担う。

### 企業誘致活動段階からの企業との円滑な関係づくり

の仕組みが有効に機能するため、県及び本協議会では、企業誘致活動の段階からの企業との円滑な関係づくりに取り組む。

#### 【県による企業誘致活動の重点】

- ・面積や価格等の条件により工業団地への立地が困難な場合に対応するため、市町と連携して企業遊休地や撤退跡地などの民地情報を収集し、これを紹介して民地への立地を促進するなど、企業の用地・施設確保ニーズに柔軟に対応する。

- ・産業立地推進東京本部や大阪事務所を、関東地区に足掛かりのない企業に対する新たな拠点形成として有効に活用し、企業情報の収集、県外のセミナー開催や産業展示会への出展、企業訪問等を展開し、企業立地の促進を図る。
- ・既に県内に立地する設備投資意欲が活発な企業に対して、フォローアップを強化し、工業団地への立地を促進する。

#### 【本協議会をベースとする情報戦略の展開】

- ・市町は、上記のような県の活動と連携しつつ、それぞれ主体的な誘致活動を展開するほか、インターネットサイトや専門家等を活用し、一体的なPRや誘致活動を展開する。

## 10 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

企業立地の進展は、地域の活性化に資する一方で、二酸化炭素排出の増加や大気汚染、水質汚染、騒音などの問題を引き起こすおそれがある。特に、工業専用区域以外にも多くの工場等が分散立地する本地域においては、農業や生活のみならず、自然や歴史・文化環境の保全も含め、きめ細かな視点から地域環境を保全することが求められる。

また、企業は従業員のより良い住環境や周辺住民との友好関係を築くという観点から防犯を重視しており、企業立地を進める上では欠かせない。安全・安心で快適な地域環境の保全は、企業・地域に共通した関心事となってきた。

将来に向けて企業と地域の良好な関係を築いていくためには、施設・設備面の充実、公共機関による指導、地域防犯の充実のみならず、住民と企業による日ごろからのコミュニケーションを重視することが肝要である。

本計画においては、「環境保全」、「防犯」について次のとおりとする。

#### <環境保全について>

県、市町は、地域と共生できる企業立地を不可欠なこととし、環境悪化を最小限に抑えるため、次の取組みを行う。

立地の計画段階から大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）など関係法令の順守を求めるとともに、環境負荷の少ない工場建設がなされるよう、指導助言を行う。

県で創設した、地球環境に配慮した取り組みを実践する事業所を顕彰する「茨城県エコ事業所登録制度」の周知を図り、企業の環境意識を高める啓発活動を行う。

市町は、大気汚染や水質汚濁などの防止に加え、良好な環境景観の形成及び保全についても進出企業との間に協定を結ぶ。

法令違反や公害等が発生した場合には、環境部局等と連携を図り、迅速な対応ができる体制を整えておくことにより、被害を最小限にとどめるよう努める。

工場操業前に周辺住民に工場を公開するなど、周辺住民の不安を取り除き、立地企業と住民が良好な関係を築けるよう努める。



環境保全は、地球温暖化防止等、生活分野、産業分野を通じた重要な社会的課題として強く認識されている。本地域では、環境負荷低減・環境共生型の企業活動を促進するとともに、住民・企業・行政が、相互に連携・協力しながら環境負荷の少ない資源エネルギー循環型の地域づくりを目指していく。

#### <防犯について>

県では、安全な社会の実現に向けた取組みとして、県と市町村、事業者及び県民との連携・協力のもとに推進する安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項や犯罪の防止のために必要な規制を定めた「茨城県安全なまちづくり条例」(平成15年茨城県条例第16号)を制定した。この条例の趣旨を踏まえ、犯罪の防止及び地域社会の安全に資するため、各市町等との連携・協力のもと、次の取組みを行う。

##### 犯罪防止のための環境整備

工業団地内の道路、公園などの公共施設に、必要に応じて防犯灯や防犯カメラを設置するなど、犯罪を起こしにくい環境整備に努める。

##### 事務所情報の把握

空き事務所・空き工場が犯罪の温床となることを防止するため、エリア内の事業所情報の把握に努め、所有者に管理の徹底を求める。

##### 警察との連携

犯罪や事故発生時における警察への連絡体制の整備を図る。

##### 地域の防犯活動の推進

各地域で行われている各種の防犯活動のより一層の充実を推進する。

##### (取手市)

取手市や防犯連絡員協議会などの市民組織が警察と連携し、防犯・暴力追放啓発キャンペーンや防犯パトロールなどの犯罪防止活動を行っている。

また、市内各地での自主防災組織の設立と育成を支援している。

##### (つくばみらい市)

つくばみらい市は、「つくばみらい市安全で住みよいまちづくり条例」(平成18年条例第83号)に基づき、行政・市民・事業者・土地所有者が一体となって防犯及び事故の未然防止に努めるとともに、常総地区防犯協会の活動を支援するなど、安全で住みよい地域社会の実現を図る。

また、市内各地での自主防災組織の設立と育成を支援している。

##### (利根町)

利根町や防犯連絡員協議会などの町民組織が警察と連携し、防犯・暴力追放啓発キャンペーンや防犯パトロールなどの犯罪防止活動を行っている。

また、町内各地での自主防災組織の設立と育成を支援している。

##### 外国人の不法就労の防止

外国人の雇用については、事業者が就労資格の有無の確認の徹底を要請し、不法就労防止に努める。

##### 地域住民との協議

基本計画に基づく産業集積の形成又は産業活性化のための措置で、地域住民の生活環

境等に関わるものの実施に当たっては、あらかじめ地域住民の意見を十分聴取することとする。

### **1 1 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が、農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項**

現在のところ、農用地等の転用により用地を確保する予定はない。  
今後、産業集積を図る上で、農用地を農用地以外の用途に供する必要がある場合には、関係機関と調整を行ったうえ、転用を行うものとする。

### **1 2 その他産業集積の形成又は産業集積の活性化の促進に関する重要事項**

協議会及び各市町は、商工会、関連する業界団体、その他の経済団体、地域団体、人材育成機関等との連絡・連携を密にし、それぞれの主体性を十分に尊重した上で、共通する課題をともに解決し、共同的な産業PR体制を樹立するなど、互いの目標達成に向けて協力する関係を構築する。

特に、住民と立地企業等の良好な関係づくり、地域環境の保全に向けた情報交換を重視し、企業が円滑な対応をとりやすいよう支援する。

県内外に数多く分布する他の産業集積地との関係づくりについては、競合関係にありながらも、首都圏のものづくり産業を共に担う地域として連携すべき関係にもある。県、協議会の連絡機能を活かし、情報交流を十分にし、近隣県、周辺都市と有効に連携できるような関係づくりを進める。

### **1 3 計画期間**

本計画の期間は、基本計画同意の日から平成25年度末までとする。